磐田市三ケ野字海道上六〇〇番一三から同市三ケ野字海道上六五六番一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百六十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
磐田市三ケ野字海道上六五六番一から同市小立野字堤外天竜川左岸官有無番地まで	前 A	一一・八〇～一九・六〇	一三七・〇〇	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	一一・八〇～一九・六〇	七・二二〇	
	前 C	一一・八〇～一九・六〇	七・二二六	
	後 A	一一・八〇～一九・六〇	七・五二四	
	後 B	一一・八〇～一九・六〇	七・二二〇	
	後 C	一一・八〇～一九・六〇	七・二二六	
	後 D	一一・八〇～一九・六〇	七・二二六	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局、同局静岡国道事務所及び同局浜松河川国道事務所

○中部地方整備局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
飯田市山本三七六二番二から同市竹佐二〇〇番二まで	前	二三・六三～四〇・二四	〇・〇六八	
	後	二一・六七～二五・四六	〇・〇六〇	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中部地方整備局告示第八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
浜松市天竜区水窪町奥領家五五六四番一から同市天竜区水窪町奥領家五〇一二番まで	前	一一・〇〇～一八一・〇〇	三・二一七	
	後	〇・〇〇～三〇・九一	〇・四九二	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百六十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
大津市北小松字川原一〇九八番から同市荒川字茅ケ畑六二一番三まで	前 A	七・二〇～二〇・五〇	六・五六三	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	一〇・五〇～一五・〇〇	二・九六二	
	前 C	一〇・〇〇～四九・〇〇	〇・八八二	
	前 D	三六・七～二七〇・九九	三・九六	
	後 B	一〇・五〇～二七〇・九九	六・三五八	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
姫路市相野字細矢九三九番九三から同市林田町下伊勢字上ノ段四一八番一二八まで	前 A	九・五〇～五三・五〇	一・八四五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	一一・〇〇～一三六・五〇	一・六五〇	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
京都府船井郡京丹波町下山藤ケ瀬一〇番二から同町富田長野三九番一まで	前 A	七・〇〇～七〇・五〇	三・四一五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	一三・五〇～一〇二・〇〇	三・九〇五	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十七号及び百六十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
福井県三方郡美浜町佐田一八号葉瀬ノ木二番一から同町佐柿七八号上山二五番一まで	前 A	八・〇〇～八三・〇〇	五・二五〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	一三・〇〇～一八五・〇〇	四・三〇〇	
		一三・〇〇～一八五・〇〇	四・三〇〇	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所